

函館を大間原発建設に係る地元と認めるとともに、避難計画の実効性の確保を含めた安全審査を慎重に行うよう求める意見書

去る11月13日に電源開発株式会社は現在建設中の大間原発の新規制基準への適合審査を年内に原子力規制委員会に申請することを青森県及び大間町に伝えるとともに、函館市に対して安全強化対策の概要を説明しました。

現在函館市は大間原発より30キロ圏内の周辺自治体として、市民の生命と安全を守るため、本年4月3日に東京地裁へ大間原発建設差し止め訴訟を起こしました。福島第一原発事故により原発の「安全神話」が崩れた今、安全審査の重要性が叫ばれておりますが、国は電力の安定供給を支える重要なベースロード電源と位置づけ原発回帰を進めています。

今回原子力規制委員会は川内原発に対して本年9月に事実上の「合格証」となる審査書を正式に了承していますが、原子力規制委員会はあくまでも技術的、科学的な面から基準に適合するか否かを審査するものであり、安全を保証するものではないと委員長は発言しています。経済産業大臣は仮に原発事故が起きた場合も国が責任を持って対処すると明言しましたが、国は原子力規制委員会の「合格証」をもとに再稼働すると責任を原子力規制委員会に委ねており、被災者への賠償問題、住民の避難計画の具体的対策や実効性の確保、あるいは地元合意の進め方に疑念の声も報道されており、単に審査基準に適合することのみで再稼働とはならないと考えます。

よって、政府は、函館を大間原発建設に係る地元と認めるとともに、単に原子力規制委員会の適合審査のみならず、施設周辺30キロ圏内の住民の避難計画の実効性の確保なども含めた十分な安全審査を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年12月15日

函館市議会議長 松尾正寿